別紙１

函館市ＵＩＪターン新規就業支援事業に係る移住支援金の

交付申請に関する誓約事項

１　ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する報告および立入調査について，北海道および函館市から求められた場合には，それに応じます。

２　以下の場合には，函館市ＵＩＪターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱に基づき，移住支援金の全額または半額を返還します。

（１）移住支援金の交付申請に当たって，虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の交付申請日から３年未満に函館市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）交付要綱第３－（２）において，移住支援金の交付申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）北海道が実施する｢地域課題解決型起業支援事業費補助金｣に係る交付

決定を取り消された場合：全額

（５）函館市が実施する｢函館市奨学金返還支援事業補助金｣に係る交付対象者の認定を取り消された場合：全額

（６）移住支援金の交付申請日から３年以上５年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合：半額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される函館市からの確認により，現況の報告を求められた場合にはそれに応じます。